

奈井江町 特定不妊治療費助成事業のご案内

体外受精及び顕微授精に要した費用の一部を助成します。

★対象となる治療

①特定不妊治療費助成

体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という）が該当します。
第2子以降の特定不妊治療も含まれます。

②男性不妊治療費助成

特定不妊治療の一環として、精子を精巣または精巣上体から採取する手術で医療保険が適応されない治療が該当します。

★対象となる方

- ・北海道特定不妊治療費助成事業による助成決定を受けている事
- ・法律上の婚姻をしており、治療開始時の妻の年齢が43歳未満である事
- ・夫婦のいずれもが奈井江町の住民であり、かつ助成金の交付申請をする日まで引き続き1年以上居住している事
- ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満である事
- ・医療保険に加入している事
- ・町税を滞納していない事

★助成額

自己負担額から、北海道特定不妊治療費助成事業の助成額を除いた額とします。
採卵を伴う治療は、1回につき**15万円（初回治療に限り30万円）**、採卵を伴わない治療や治療を中止した場合は、1回につき**7万5千円**までを上限として助成します。

★助成の回数及び期間

治療開始時の妻の年齢	助成回数
40歳未満	通算6回
40～43歳未満	通算3回

